

	規定する事項
省令	<ul style="list-style-type: none"><li>● 情報公表項目へ「男女の賃金の差異」を追加</li><li>● 常用労働者数301人以上規模の企業への「男女の賃金の差異」の公表・状況把握を義務付け</li><li>● 「男女の賃金の差異」について、雇用管理区分ごとに加えて、全労働者についても公表</li><li>● 初回の情報公表は、他の情報公表項目と合わせて今年7月の施行後に締まる事業年度の実績を開示</li></ul>
告示	<ul style="list-style-type: none"><li>● 情報公表項目へ「男女の賃金の差異」を追加</li><li>● 「男女の賃金の差異」の具体的な計算方法等は厚生労働省雇用環境・均等局長が定めること</li></ul>
通達	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「男女の賃金の差異」を公表することの趣旨<ul style="list-style-type: none"><li>・ 我が国における男女間賃金格差の状況が他の先進国と比較して依然として大きい状況を踏まえて義務付けることとしたこと</li><li>・ 「男女の賃金の差異」は結果指標であるが、女性活躍推進の取組を進めることで相対的に差異が拡大すること等もあり得るため、「説明欄」の活用が重要であること</li><li>・ 「男女の賃金の差異」の数値の大小に終始することなく、女性活躍推進法に基づき、虚心坦懐に状況把握・課題分析を行い、取組を進めることが重要であること</li></ul></li><li>● 「男女の賃金の差異」の算定に当たり必要となる要素の考え方</li><li>● 「男女の賃金の差異」の公表の区分を正規雇用労働者、非正規労働者、全労働者の3区分とすること（省令に規定する「男女の賃金の差異」の「雇用管理区分ごと」の公表は、他の項目と異なり、「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表を必須とすること）</li><li>● 具体的な計算方法、開示のイメージ</li><li>● 「説明欄」の活用方法</li></ul>

# 男女の賃金の差異を的確に理解するリテラシー等について

## 1. 男女の賃金の差異を的確に理解するリテラシーの重要性

- 平均を使って男女の賃金の差異を計算することとした場合、その数値の大小のみをもって当該企業の女性活躍推進の取組を理解できるものではないことから、厚生労働省としては、以下の点について、周知啓発を進めることが必要ではないか。
  - ・企業においては、男女の賃金の差異の数値の公表に際して、説明欄を適切に用いて、自社の女性活躍推進の取組を説明することが重要ではないか。
  - ・就職活動を行う者や労働市場に関する情報を扱う者においては、男女の賃金の差異を見る場合、数字のみを切り取って比較するのではなく、説明欄の記載内容を含め、当該企業の女性活躍推進の取組の実情や将来に対する姿勢を注意深く見極めること、いわば、「労働市場に係る情報を的確に理解するリテラシー」を持つことが重要ではないか。

## 2. 男女間賃金格差の分析とこれを踏まえた対策に役立つツール

- (1) 男女間賃金格差分析ツール（平成22年） ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku09/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku09/index.html))
  - ・平成22年 変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会報告書の成果を踏まえ、厚生労働省において開発し、HP上で提供。
- (2) 一般事業主行動計画策定支援ツール（平成27年） ([https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/plan\\_tool/](https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/plan_tool/))
  - ・女性活躍推進法（平成22年男女間賃金格差研究会報告書を踏まえた上で策定）を受け、厚生労働省にて開発、HP上で提供。



## 3. 人事労務データの収集や整理・統合

- 賃金を含めた人事労務データの分析をするに当たっては、その前提として、これらのデータの収集や整理・統合といった作業が必要となるが、これら人事労務データの収集、整理・統合についても、企業による現状や能力は一様でないと考えられる。
- 厚生労働省としては、データの収集や整理・統合に関するポイントを整理し、企業規模にかかわらず、広く周知することが適当ではないか。